令和３年３月オレンジ勉強会

公示による意思表示

令和３年３月１９日

根岸　美香

第１　事案の概要

第２　公示による意思表示

１　条文

（公示による意思表示）

第九十八条　意思表示は、表意者が相手方を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、公示の方法によってすることができる。

２　前項の公示は、公示送達に関する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定に従い、裁判所の掲示場に掲示し、かつ、その掲示があったことを官報に少なくとも一回掲載して行う。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、官報への掲載に代えて、市役所、区役所、町村役場又はこれらに準ずる施設の掲示場に掲示すべきことを命ずることができる。

３　公示による意思表示は、最後に官報に掲載した日又はその掲載に代わる掲示を始めた日から二週間を経過した時に、相手方に到達したものとみなす。ただし、表意者が相手方を知らないこと又はその所在を知らないことについて過失があったときは、到達の効力を生じない。

４　公示に関する手続は、相手方を知ることができない場合には表意者の住所地の、相手方の所在を知ることができない場合には相手方の最後の住所地の簡易裁判所の管轄に属する。

５　裁判所は、表意者に、公示に関する費用を予納させなければならない。

２　公示による意思表示の要件等

(1) ①表意者が相手方を知ることができないこと，または②相手方の所在を知ることができないこと。

②は，単に相手方の住所（民法２２条）や居所（民法２３条１項）が不明というだけではなく，その勤務先や立ち寄り先も不明でなければならない。

(2) 意思表示であること。

もっとも，意思表示ではなくとも，相手方に対する到達によって効力を生じさせる必要がある場合であれば，準用または類推適用により，可能（平成１６年８月２４日東京地裁判決・平成１５（ワ）１１０８５号）。

(3) 相手方に対する訴えの提起や，訴訟係属は，不要（昭和２６年７月１８日大阪高裁判決・昭３５（ネ）１６３１号）。

３　公示による意思表示の方法等

(1) 管轄の簡易裁判所（民法９８条４項）に，公示の意思表示の申立て。

（※必要書面等は，裁判所により異なる可能性があるため，各自ご確認いただきますようお願い申し上げます。）

ア　相手方に到達させる意思表示が記載された通知書　原本

イ　アのコピー４部

ウ　意思表示の公示送達申請書

エ　予納郵券

オ　相手方の住民票

カ　戻ってきた郵便物

キ　調査報告書

ク　到達証明申請書

(2) 裁判所の許可決定

(3) 官報等に掲載

４　公示による意思表示の効果

最後に官報に掲載した日またはその掲載に代わる掲示を始めた日から二週間を経過した時に，意思表示が相手方への到達を擬制。

ただし，相手方を知らないことや所在を知らないことについて，過失があったときには，無効となる。なお，過失の立証責任は，無効を主張する者にある（昭和３７年４月２６日最高裁判決・昭３６（オ）１１７４号)。

５　その他

訴訟手続において，所在不明者に対する意思表示は，民事訴訟法の公示送達による準備書面の送達によっては，することができない（昭和５７年５月２７日・昭５５（ネ）１７８２号)。

第３　依頼者の住民票取得

日弁連は，依頼者との契約解除のためであれば，職務上請求で住民票を取得できると解釈している。

以　上